

野田市スポーツ・文化活動推進奨励
金支給規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 6 号

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給規則の一部を改正する規則

野田市スポーツ・文化活動推進奨励金支給規則（令和 6 年野田市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「関東規模以上の大会」の次に「（文化活動においては、予選会、選考会等による選抜を経ずに参加することができる大会を含む。）」を加える。

第 3 条中「出場した個人又は団体」を「予選会、選考会等を経て選抜されて参加した個人若しくは団体又は予選会、選考会等による選抜を経ずに参加することができる支給対象大会に参加した個人若しくは団体で当該支給対象大会において優秀な成績を収めたと市長が認めるもの」に、「当該大会」を「当該支給対象大会」に改める。

別表中「出場者数」を「参加者数」に改め、同表の備考の 1 から 3 までの規定中「予選会、選考会等を経て選抜された個人又は団体を対象として」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。